

大牟田市中小企業 I T 導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、市内中小企業が、A I / I T ツール導入による生産性向上や業務効率化、新たなビジネスモデルや付加価値の高い新サービスの創出、及びA I / I T を用い社会・地域課題を解決するなど、本市のイノベーション創出に資する事業などへ交付する大牟田市中小企業 I T 導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)大牟田市内に店舗又は事務所等を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいる者
- (2)大牟田市の市税を滞納していない者

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、A I / I T ツールを活用し、本市のイノベーション創出に資する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) A I / I T ツールを活用し、生産性向上や業務効率化を図る事業
- (2) A I / I T ツールを活用し、新たなビジネスモデルや付加価値の高い新サービスの創出を図る事業
- (3) A I / I T ツールを用いて、社会・地域課題の解決を図る事業

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第1に定めるものとする。ただし、補助対象経費の合計額が10万円未満の事業は、補助事業の対象外とする。

3 補助金の額及び上限額は、別表第2に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。

4 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、第6条に規定する補助金の交付決定の日から当該事業年度の2月末日までとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大牟田市中小企業 I T 導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号の2）
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) 企業等の経歴が分かる資料等
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

（補助金の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費配分が20%以上変更となる場合、もしくは補助事業を中止する場合には、大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金に係る補助事業の変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金に係る補助事業の変更（中止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に関する領収書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類（事業成果を説明する資料、完成した試作品の写真等）

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、当該完了報告が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市の指定する請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の日から30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(暴力団等の排除)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。また、補助金の交付決定後に次のいずれかに該当する場合は決定を取り消し、この取り消しにより補助対象者に損害があっても、市長はその損害の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき
- (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき
- (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は、使用しているとき
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約締結しているとき
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設を運営する者
- (8) 営業に関し法令上必要な登録、免許又は許可等を受けていない者
- (9) 前号までに掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして市長が適当でないと判断する者

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付がなされているときは、直ちに補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって

管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等を、目的外の使用に供しようとするときは、あらかじめ補助金に係る財産取得等の目的外使用承認申請書（様式第9号）を市長に提出し承認を得なければならない。ただし、取得価格が50万円未満のものは、この限りではない。
- 3 市長は、前項の承認を行った場合は、補助金に係る取得財産等の目的外使用承認通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 前項の規定は、補助事業年度の終了後5年間適用する。

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（実施状況等の報告）

第15条 市長は、必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) その他市長が必要と認める事項

（報告の公表）

第16条 市長は、補助金の交付決定後、補助事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名その他取組内容及び成果について、地域振興策の実例として公表することがある。

（重複受給の禁止）

第17条 この補助金は、本補助金の交付を受ける年度内に、本補助事業以外の類似する他の補助事業と重複して受けることはできない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、改正後の大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金交付要綱の規定は令和4年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、改正後の大牟田市中小企業IT導入支援事業費補助金交付要綱の規定は令和5年度の事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

費目	内容
機械器具費	①パソコン、タブレット端末（スマートフォンを除く）の購入に要する費用 ②機械装置（車両を除く）、工具器具の購入に要する費用
ソフトウェア費	実施する補助事業に用いるソフトウェア等の購入に要する経費
使用料及び賃借料	①機械器具のレンタルまたはリース料（スマートフォン、車両を除く） ②ソフトウェア・クラウドサービス等に使用料（初期費用を含む） ※①②いずれも補助対象期間分を補助対象とする。
保守・サポート費	機械器具、ソフトウェアの導入に伴う設定、セキュリティー対策費、マニュアル作成、導入研修に係る費用、その他保守・サポート等に要する経費
専門家相談費	専門家のアドバイスや指導、コンサルティングを受けるために必要な経費
委託費	補助事業の遂行に必要な業務（調査、試作、制作等）の一部を第三者に委託するために支払われる経費
施設整備費	当該補助事業の遂行において、一体的に整備される施設の整備に要する経費

備考

- 1 消費税及び地方消費税に相当する額は、表の内容の欄に定める経費の額から除く。
- 2 補助対象経費は、表の内容の欄に定める経費のうち市長が認めるものに限る。

別表第2（第3条関係）

補助金の額	補助金の上限額
補助対象経費の 2分の1以内の額	100万円